

# 令和4年度 巻上げ機(ウインチ)運転業務特別教育ご案内

URL : <http://www.kensaibou-yamagata.jp> (各講習計画の詳細を掲載中)

山形労働局長登録教習機関  
建設業労働災害防止協会山形県支部

労働安全衛生法第59条により、動力により駆動される巻き上げ機(ウインチ)の運転は、特別教育を修了した者でないと出来ないことになっております。「ウインチは、建築、土木工事などの建設現場で、物の上げ下ろし、運搬、引っ張り作業など、幅広く使用されておりますが、左官工事、屋根工事などの小規模工事で使用する小型ウインチや、重機などを運搬するトレーラーの荷台に装備してある、重機の積み込み、積み卸し用のウインチも特別教育の対象となります。」(労働安全衛生法第59条第3項、同規則第36条第11号)

このウインチの運転が出来る資格を得るための特別教育を、下記のとおり開催いたしますので、ウインチの運転業務に従事させる関係者をもれなく受講させ、安全作業の遂行と、法令違反とならないようご配慮方お願いいたします。

## 1 講習日時【学科・実技日程】

学科・実技 日程	講習会場
学科: 令和4年 5月 9日 (月) 9:00~16:10 実技: 令和4年 5月 10日 (火) 8:30~12:40	「建設業技能安全センター」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL: 0237-83-2211
学科: 令和4年11月 7日 (月) 9:00~16:10 実技: 令和4年11月 8日 (火) 8:30~12:40	

**注意事項 ①実技日は、実技ができる服装でおいで下さい。(長袖・長ズボン又は作業用つなぎとなります)**

**②実技日のヘルメットは各自で準備してください。**

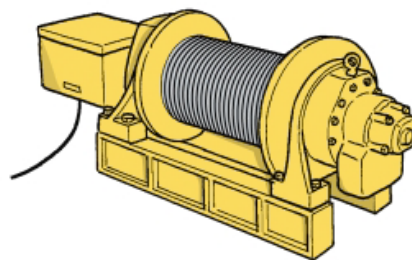
## 【講習カリキュラム 学科:6時間 実技:4時間】

### (学 科)

- ①巻上げ機に関する基礎知識 3時間
- ②巻上げ機の運転に必要な一般的事項に関する知識 2時間
- ③関係法令 1時間

### (実 技)

- ④巻上げ機の運転 3時間
- ⑤荷掛け及び合図 1時間



## 2 受講資格

満18才以上ならどなたでも受講できます。



### 3 受講料（受講料・教材費には、消費税含む。）

区 分	一 般	建災防会員 (会員には、受講料3,000円補助)
受講料・教材費	受講料 18,350円 教材費 1,050円	受講料 15,350円 教材費 1,050円
	合 計 19,400円	合 計 16,400円

【注意】人材開発支援助成金は、講習終了後2ヵ月以内の申し込み手続きとなります。

### 4 受講申込先・手続き

#### (イ) 受講手続き

- ① 受講申込書兼受講票：ホームページからダウンロード可

(注1) 上記①を予め申込先に郵送（提出）して下さい。  
(注2) 定員になり次第締切りとなります。お早めに申込書を提出して下さい。

#### (ロ) 受講料納入

- ① 前納制となります。下記口座に期日までに納入して下さい。（講習5日前まで納入すること）
- ② 振込手数料はご負担願います。
- ③ 銀行振込の受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

#### (ハ) 申込み・お問い合わせ先

〒990-0505 寒河江市大字白岩字久保川原1660

建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形 TEL：0237(83)2211 FAX：0237(83)2212

- ① 山形銀行 県庁支店 普通N○. 0189758  
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部
- ② きらやか銀行 山形東支店 普通N○. 0063838  
口座名 建設業労働災害防止協会 山形県支部

※ 申込書を提出後、上記2行のいずれかにお振込み下さい。

### 5 修了証 所定の科目を受講した者に講習終了後、即日交付となります。

【統合修了証】 ※令和2年1月より運用開始

- 講習修了後、建災防山形県支部で管理するデータを基に「特別教育 統合修了証」を発行します。
- 建災防山形県支部発行の「特別教育修了証」をお持ちの方は、講習当日に回収しますので、ご持参下さい。  
※滅失により当日持参できない方で、後日修了証を発見した場合、自らハサミを入れて破棄して下さい。  
※発行済みの修了証を保管希望の方は、ご自身で修了証に穴を開ければ提出不要です。

### 6 その他注意事項

- ① 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参してください。  
身分証を忘れると、受講できません。
- ② 遅刻された場合には受講出来ないことがありますのでご注意ください。
- ③ 受講料納入後、学科講習日の3日前(土、日、祝日を除く。)までに受講取り消しの連絡があれば受講料等の返金に応じますが、それ以降は如何なる理由でも受講料等の返金には応じられません。

建災防山形県支部 または  
建設業技能安全センター

検索 